尾張旭市監査公表第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第９項の規定により公表します。

令和７年３月２８日

尾張旭市監査委員　山　田　義　浩

尾張旭市監査委員　大　島　も　え

定例監査報告書

１　準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）

２　監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第１項の規定による監査のうち、同条第４項の定例監査）

３　監査の対象

原則として、総務部（総務課・検査室、危機管理課、財政課、税務課及び収納課）に係る令和６年度（令和６年１２月３１日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

４　監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

５　監査の実施内容

令和７年１月２４日から同年３月２７日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況並びに令和５年度及び６年度における物品の検査の２項目について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した行政財産及び備品の実査・現況確認を行った。

６　監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

⑴　総務課・検査室に係るもの

ア　是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定。以下「取扱基準」という。）第２項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）

㈦　市役所の敷地において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第２３８条の４第７項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線及び防犯灯の存在を確認した。

この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、

又は供することと決定した財産をいう（法第２３８条第４項）ものとされているところ、同課は、電話線及び防犯灯の設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。

(ｲ) 物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「物品管理規則」という。）第２３条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。以下同じ。）を令和５年度は実施していなかった。また、備品のうち７点については物品管理規則第１８条及び第１９条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。さらに、物品管理規則第９条に規定する備品ラベル（以下「ラベル」という。）が付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品	
備品№６７	シュレッダー
備品№６４２	オフセット印刷機
備品№６４６	紙折機
備品№８９２	ポスタープリンター
備品№３２３１	シュレッダー
備品№３５２２	ｉＰａｄ２
備品№３７５０	紙折機

(ｳ) 市役所北庁舎地下１階食堂等の使用許可に係る令和５年度下半期分の使用料について、令和６年４月１０日付けで納入を通知していた。この点、令和５年度の歳入に係る納入の通知を令和６年度中である令和６年４月１０日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１４２条）ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

(ｴ) 契約担当者は、随意契約によろうとするときで、契約金額が３０万円を超えるときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない（尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第２６条、随意契約における予定価格決定の省略について（平成２年５月１６日付け総務部長通達））。

しかしながら、同課は、市役所庁舎２階自動扉修繕について、契約予定金額

（予定の総額）が４７３，０００円であるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。また、投票所内マット設置等委託業務については、予定価格を令和６年１０月４日に２，１２０，０００円と定めていたが、契約は同月３日に締結済みであった。

契約金額を決定する基準となる予定価格をあらかじめ設定し、契約事務を適切に実施されたい。

(ｵ) 契約規則第２８条第１項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置及び撤去等業務、衆議院議員総選挙等公報配布業務、市役所南庁舎１階こども課事務室等照明器具取替修繕並びに市役所庁舎誘導灯取替修繕の契約書には、同項第６号から第１１号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）が記載されていなかった。また、尾張旭市役所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の契約書には、同項第４号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(ｶ) 衆議院議員総選挙等公報配布業務、衆議院議員総選挙におけるあさぴー号への啓発広告の作成及び掲載業務並びに選挙資材配布及び回収業務は、契約の相手方がいずれも尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されていないにもかかわらず、「令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」（契約規則第３２条第３号）に当たるとして、契約保証金の全部を免除していた。

契約事務を適切に実施されたい。

イ　注意すべきもの（取扱基準第２項第３号に規定するものをいう。以下同じ。）

(ｱ) 本市では、長期継続契約（法第２３４条の３に規定するものをいう。以下同じ。）を締結する際、契約書に「翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。」旨を明記することとなっている（尾張旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（尾張旭市総務部総務課））。

しかしながら、尾張旭市役所庁舎給排水設備保守点検業務（長期継続契約）の契約書には、当該記載がなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

(ｲ) 令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書につ

いては引き続き押印を求めている。同課では、衆議院議員総選挙等事務人材派遣業務並びに選挙資材配布及び回収業務において、代表者印の押印及び代表者名の記載がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

(ｳ) 本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、衆議院議員総選挙等公報配布業務及び尾張旭市役所庁舎自家用電気工作物保安管理業務は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(ｴ) 政令第１６７条の２第１項第３号に該当するとして随意契約（以下「特定随意契約」という。）とする場合、契約規則第２５条の３の規定により、契約を締結する前及び締結した後において、それぞれ、同条に掲げる事項を公表しなければならない。しかし、衆議院議員総選挙等公報配布業務は、特定随意契約であるにもかかわらず、契約を締結する前、締結した後のいずれにおいても、同条の公表がされていなかった。

規則に沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

(2) 危機管理課に係るもの

是正改善すべきもの

(ｱ) 物品の検査を令和５年度は一部のものにしか実施していなかった。また、備品のうち１点は物品管理規則第１８条及び第１９条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。

物品管理事務を適切に実施されたい。

不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄していた物品
備品№２３１　消防用受令機

(ｲ) 尾張旭市コミュニティ活動推進補助金については、交付の決裁を得たのが令和６年６月２６日であるにもかかわらず、既に同月２５日に支出負担行為書を起票していた。

(3) 財政課に係るもの

ア　是正改善すべきもの

(ｱ) 物品の検査を令和５年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

(ｲ) 尾張旭市会計規則（昭和５８年尾張旭市規則第１１号。以下「会計規則」という。）第７条により、歳入の調定をしたときは、直ちに調定決議書を会計管

理者に送付することにより会計管理者に通知しなければならない。しかしながら、財政資料広告料について、調定を決議したが、同書を会計管理者へ送付していなかった。

会計規則に沿った事務処理を実施されたい。

イ　注意すべきもの

本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、市有財産環境整備委託業務及び市有財産環境整備委託業務（その２）は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

⑷　税務課に係るもの

ア　是正改善すべきもの

㈠　物品の検査を令和５年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。

㈡　委託料で単価契約に係るものの支出負担行為として整理する時期は、「請求のあつたとき」とされている（会計規則第３６条）。しかしながら、申告会場事前予約受付等事務人材派遣業務（単価契約）について、契約締結時に支出負担行為書を起票していた。

会計規則に沿った事務処理を実施されたい。

㈢　ファイルデリバリーサービス使用許諾において、受託者に請書を提出させたが、内容について「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には別紙が添付されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

イ　注意すべきもの

㈠　令和３年４月１日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、市県民税申告支援システムＡＳＰサービス使用許諾において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

市の方針に沿った事務処理を実施されたい。

㈡　本市のガイドラインにより、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和６年度定額減税補足給付金システム改修業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行

われていない。

ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。

⑸　収納課に係るもの

是正改善すべきもの

㈠　物品の検査を令和５年度は実施していなかった。また、ラベルが付されていない備品が散見された。

物品管理事務を適切に実施されたい。

㈡　契約規則第２８条第１項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、ｐｉｐｉｔＬＩＮＱサービス利用契約書には、同項第４号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。

契約事務を適切に実施されたい。

７　意見

監査の結果は６のとおりであるが、同結果に基づいて、本市の組織及び運営の合理化又は改善に資するため、法１９９条第１０項の規定に基づき、以下のとおり意見を付す。

⑴　総務課に係るもの

尾張旭市監査委員（以下「監査委員」という。）は、令和５年度及び６年度の定例監査で、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない事例を、注意すべきものとして、各部の監査結果において、繰り返し指摘してきたところである。

ここで、契約規則を所管する総務課によれば、随意契約の内容を公表する目的は、随意契約（本市においては、各課等が見積徴取を実施。）が、自治体契約制度の例外として位置付けられ、競争入札（本市においては、総務課が実施。）と比較して契約手続が簡易であり、各課等において任意に特定の相手方を選択して契約を締結することができるという特徴があることから、契約制度の透明性を確保することにある。

そうすると、本市における契約制度の透明性を確保するために、各課等は、当然に、予定価格が契約規則第２５条に定める金額を超える随意契約について漏れなく公表すべきであるし、制度所管課である総務課は、該当する契約について漏れなく公表されることを担保するための内部統制の仕組みを整備・運用することを検討すべきものと考えられる。

この点、総務課によれば、現状、各課等からの提出を受けて取りまとめて公表しているものであるため、ホームページに掲載する際に過去の実績などに注意し各課等から同様のものの提出がない場合には声掛けするなどは行っているものの、漏れ

なく公表されているかどうかを、制度所管課として確認するには至っていない。

ついては、総務課にあっては、制度所管課として、該当する契約について漏れなく公表されることを担保するための内部統制の仕組みを整備・運用することを検討されたい。

⑵　財政課に係るもの

ア　監査委員は、令和６年度の定例監査（令和７年３月までにかけて部ごとに順次実施。）で、行政財産の目的外使用許可に係る事務の状況を重点テーマに掲げ、目的外使用の許可及び目的外使用料徴収の状況並びに目的外使用の現況を確認している。

監査では、電話柱として許可されているものへの許可のない電線の共架、電柱として許可されているものへの許可のない電話線の共架、電話柱又は電柱として許可されているものへの許可のない防犯灯の設置といった事例を繰り返し把握しており、それらは、是正改善すべきものとして、これまで、各部の監査結果において個別に指摘してきた。これらの事例は、いずれも、共架電線等の設置者による無許可での行政財産の使用を市として見過ごしていたものである。

ここで、行政財産は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であるから、本来はその目的に沿って有効活用すべきものであるところ、行政財産の効用を高めることや効率的利用の観点から、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるものであると解される。

そうすると、行政財産を有効かつ適切に活用するために、財産を所管する各課等は、尾張旭市公有財産管理規則（昭和６０年尾張旭市規則第７号。以下「公有財産管理規則」という。）第４条に沿って、担当課としての責任感を持って目的外使用許可事務を含む行政財産の適切な管理に取り組むべきであるし、制度所管課である財政課は、行政財産が有効かつ適切に活用されることを担保するための内部統制の仕組みを整備・運用することを検討すべきものと考えられる。

この点、財政課によれば、現状、公有財産管理規則に沿った事務処理が行われるように必要な様式を定めるなどは行っているものの、具体的な運用について、制度所管課として確認するには至っていない。

ついては、財政課にあっては、制度所管課として、担当者用のマニュアルの策定、各課等による定期的な現地確認の導入など、行政財産を所管する各課等が無許可での行政財産の使用を見過ごすことがなく、行政財産が適切に管理されることを担保するための内部統制の仕組みを整備・運用することを検討されたい。

イ　監査委員は、令和６年度の定例監査で、令和５年度及び６年度における物品の検査を重点テーマに掲げ、検査の方法、内容などを確認している。

物品管理規則第２３条によれば、物品管理者（各課等の長）は、毎年１回、使

用中の物品及び備品台帳について検査をしなければならない（ただし、消耗品については、検査を省略することができる。）。物品管理規則の所管課である財政課によれば、この検査は、全ての備品と備品台帳を照合（ラベル貼付の状況の確認、備品の現況・稼働の確認含む）するものである。

しかしながら、監査では、令和５年度において物品の検査を全く実施していない又は実施していても一部のものに留まるといった事例を繰り返し把握しており、それらは、是正改善すべきものとして、これまで、各部の監査結果において個別に指摘してきた。

物品管理規則第８条には、物品管理者は、物品をその属する区分の目的に従って、適正かつ効率的に管理しなければならないと規定されており、物品の検査は、この条文に実効性を持たせるためのものと考えられる。

ついては、財政課にあっては、所管課として、各課等が物品の検査を毎年１回確実に実施するよう促す、実施したかチェックするなど、同検査の仕組みに実効性をもたせるようにされたい。

また、物品の検査の実施状況や結果を課内で共有し、その後の物品管理事務や次年度の検査に資するため、それを書面で残すことが肝要と考えられる。この点、監査では、検査の実施状況や結果を書面で残したかを各課等に尋ねているが、「書面は残さなかった」との回答が最も多く、「実施した者のメモ等として残した」との回答が一部あったものの、「結果を書面で作成の上、物品管理者の確認を受けた」は、ほとんどなかった。これは、物品管理規則には、検査の実施についての規定があるのみで、規則やマニュアル等により結果を書面で残すよう指示されていないからと考えられる。よって、書面で残すことを各課等の取組に委ねるのではなく、制度所管課である財政課が、そのような仕組みを作ることも有効と考えるので、検討されたい。

さらに、監査では、各課等に物品の検査で発現した使用中の物品及び備品台帳に係る不備を尋ねている。この点、複数の課等から、古くに取得した物品について、ラベルが劣化し内容が読み取れず台帳と現品の照合ができない旨の回答があった。本来、毎年、物品の検査を的確に実施していれば、このような事態は起きないものであるが、財政課にあっては、このような課等があったら、随時、適切なアドバイスをし、各課等において、物品が適正かつ効率的に管理されるよう促されたい。

定例監査報告書

１　準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和２年監査委員告示第１号）

２　監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項の規定による監査のうち、同条第４項の定例監査）

３　監査の対象

原則として、議会事務局に係る令和６年度（令和６年１２月３１日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

４　監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかという有効性の観点を重視して実施した。

５　監査の実施内容

令和７年１月２４日から同年３月２７日までの間、３に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

また、重点テーマとして、令和５年度及び６年度における物品の検査について重点的にその状況を確認するとともに、抽出した備品の実査を行った。

６　監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、その点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

是正改善すべきもの（監査結果の取扱基準（平成２０年９月２９日尾張旭市監査委員策定）第２項第１号に規定するものをいう。）

物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号）第２３条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和５年度は実施していなかった。

物品管理事務を適切に実施されたい。